

IV 生活環境安全

1 薬 事

消費者の健康と安全安心な生活への関心は高く、医療と日常生活に密接に関係する医薬品や医療機器等は生活をする上で不可欠なものとなっている。

保健所では医薬品や医療機器等の流通過程における品質を担保し、都民生活の安全を確保するために立入調査を行っている。

(1) 薬事施設関係

薬局や医薬品販売業等の許可申請、届出の受付事務を行っている。

これらの施設に立入調査し、構造設備、医薬品や医療機器等の管理状況・取扱いについて監視指導を行っている。

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、これらを収去し、健康安全研究センターに依頼して承認規格に基づく試験検査を実施している。

表1－1 薬事・毒物劇物関係施設数及び監視指導件数

業 種			施 設 数			新規	廃止	更新	諸届	監視指導 件数			
			令和 5年度末	令和 6年度末	日野市						多摩市	稲城市	
医	薬 局		180	192	84	66	42	18	6	27	863	139	
	薬	販売業	69	75	25	29	21	9	3	7	262	52	
卸売（一般）販売業		17	15	9	1	5	－	2	2	12	6		
薬局医薬品製造業		6	5	1	3	1	－	1	－	－	1		
薬局医薬品製造販売業		6	5	1	3	1	－	1	－	1	1		
麻薬小売業者		152	160	73	53	34	14	6	31	371	111		
向精神薬販売業者		197	207	93	67	47	18	8	・	－	145		
品		覚醒剤原料取扱薬局＊		180	192	84	66	42	18	6	・	36	139
	高度管理医療機器等販売業		209	215	88	73	54	13	7	28	148	22	
	高度管理医療機器等貸与業		127	129	52	44	33	7	5	18	70	41	
	管理医療機器販売業		306	309	116	129	64	19	16	・	38	177	
	管理医療機器貸与業		34	36	15	18	3	5	3	・	6	180	
	化粧品販売業		266	282	118	96	68	27	11	・	・	197	
	医薬部外品販売業		266	282	118	96	68	27	11	・	・	197	
	毒	物	一般販売業	59	60	25	21	14	4	3	6	10	19
			特定品目販売業	3	3	3	－	－	－	－	1	－	1
	業		農業用品目販売業	4	4	2	1	1	－	－	1	1	4
劇	業 務 上 取 扱 者	届	電気めつき業	1	1	－	1	－	－	－	・	－	1
			金属熱処理業	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
		出	しろあり防除業	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
	物	非 届 出 者	工場・研究所	17	18	10	3	5	1	－	・	・	11
学 校			81	81	28	32	21	－	－	・	・	31	
総 数			2,180	2,271	945	802	524	180	89	121	1,818	1,475	

* 覚醒剤取締法第30条の7第7号に規定する者の薬局

(2) 毒物・劇物施設関係

毒物劇物販売業等の届出、登録等の受付事務を行っている。

これらの施設や業務上取扱施設である日野市、多摩市及び稲城市の小中学校に立入調査し、構造設備や毒物劇物の保管管理・取扱いについて監視指導を行い、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

電気めつき事業所については廃水を採水し、健康安全研究センターに依頼してシアン含有量の検査を実施している（シアン含有量：1ppm以下）。

表1－2 シアン化合物を使用している電気めつき事業所等の廃水検査

区 分	施設数	採水件数	検査結果（シアン含有量）	
			1ppm以下	1ppm超
令和5年度末総数	1	1	1	－
令和6年度末総数	1	1	1	－
電気めつき業	1	1	1	－
熱処理業	－	－	－	－

(3) 家庭用品関係

例年「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、乳幼児の衣類等を試買し、健康安全研究センターに依頼して有害物質の含有検査を実施している。

表1－3 家庭用品の試買内訳

内訳	検体数	
	令和5年度	令和6年度
家庭用・住宅用洗浄剤（酸・アルカリ）	－	5
家庭用エアゾル製品（塩化ビニル等）殺虫剤・その他	7	－
接着剤（ホルムアルデヒド）	－	－
防菌・防カビ剤繊維製品等（有機水銀化合物等）	4	－
繊維製品（ホルムアルデヒド）	12	19
家庭用洗浄剤（金属、その他）	2	－
繊維製品（アゾ化合物）	－	2
革製品（アゾ化合物）	1	－
試買総数	26	26

(4) 薬剤師免許事務関係

薬剤師免許申請等の経由事務及び免許証の交付事務を行っている。

表1－4 免許受付件数

	令和5年度 総 数	令和6年度 総 数	新 規	名 簿 訂 正	書換え 交 付	再交付	消 除	その他
件 数	70	80	37	22	20	1	0	－

(5) 薬物乱用防止関係

令和5年度に取り組んだ課題別地域保健医療推進プランにより、相談窓口案内カードなどの啓発資材を作成し、市販薬の過量服用（オーバードーズ）の危険性や相談窓口等を薬局、店舗販売業及び教育機関等に広く発信、周知した。

また、「東京都薬物乱用防止推進協議会」の日野市、多摩市及び稲城市の各地区協議会が行う薬物乱用防止啓発活動に対する支援や小・中学校の学校関係者への啓発活動を行った。

7月、南多摩保健医療圏5市地区協議会の薬物乱用防止啓発活動等に関する情報交換等を目的とした「南多摩保健医療圏薬物乱用防止5市関係者連絡会」を実地開催した。

不正大麻・けし撲滅運動では4月から7月にかけて延べ15箇所を巡回し、1,005株の不正けしを除去した。

(6) 薬事講習会

例年、薬局の管理体制や薬剤師の資質向上を図るために、薬事講習会を開催している。

令和6年度は東京都6保健所（島しょ地区を含む。）、八王子市保健所及び町田市保健所の薬局を対象に共同で開催し、健康安全研究センターが公開している「東京都医薬品医療機器等Web講習会」においてオンデマンドによる動画配信を行った。店舗販売業者に対しても、ホームページに資料を掲載し情報提供した。

表1-5 薬事講習会（薬局向け）実施状況

開催日	テーマ（講師）	対象施設	視聴薬局件数
1月14日～ 2月14日	薬薬連携（病院薬剤師が調剤薬局等に 期待すること） （日野市立病院薬剤部 科長補佐 磯貝一成氏）	薬局	全体：1,017 南多摩保健所管内：101

2 環 境 衛 生

環境衛生事業として、都民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可・確認及び届出受理を行うとともに、立入検査や理化学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気方法やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。さらに、花粉症対策事業として飛散花粉数の調査を実施している。

(1) 施設と監視指導

表 2－1 環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業 種		営 業 施 設 数					許可・ 確認届出 件数	廃止件数	監視指導 件 数
		令和5年度末	令和 6 年度末						
		総 数	総 数	日野市	多摩市	稲城市			
総 数		2,269	2,245	917	930	398	25	49	748
理 容 所		161	157	70	56	31	2	6	68
美 容 所		415	422	177	169	76	15	8	255
ク リ ー ニ ン グ 所		125	112	41	40	31	－	13	62
一 般 ・ リ ネ ン		33	32	13	5	14	－	1	37
取 次 所		92	80	28	35	17	－	12	25
公 衆 浴 場		32	30	3	19	8	－	2	74
普 通		－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他		32	30	3	19	8	－	2	74
旅 館 業		9	10	2	5	3	1	－	22
旅 館 ・ ホ テ ル		9	10	2	5	3	1	－	22
簡 易 宿 所		－	－	－	－	－	－	－	－
下 宿		－	－	－	－	－	－	－	－
季 節 営 業 （再 掲）		－	－	－	－	－	－	－	－
興 行 場		25	26	2	21	3	1	－	57
プ ー ル		134	135	44	60	31	2	1	139
許 可		28	29	8	10	11	2	1	52
届 出		106	106	36	50	20	－	－	87
水 道 施 設		418	413	172	158	83	3	8	26
上 水 道		－	－	－	－	－	－	－	－
簡 易 水 道		－	－	－	－	－	－	－	－
専 用 水 道		20	20	13	5	2	－	－	26
簡 易 専 用 水 道		398	393	159	153	81	3	8	－
小 規 模 貯 水 槽 水 道 等		813	805	367	329	109	1	9	31
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等		264	261	102	132	27	1	4	31
特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等		549	544	265	197	82	－	5	－
温 泉 利 用 施 設		2	2	－	1	1	－	－	－
特 定 建 築 物		135	133	39	72	22	－	2	14

表 2-2 環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）

業 種	営 業 施 設 数					届出件数	廃止件数	調 査 指 導 件 数
	令和5年度末	令和 6 年度末						
	総 数	総 数	日野市	多摩市	稲城市			
総 数	150	148	67	29	52	1	3	34
コインランドリー	45	46	19	17	10	1	-	17
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-
飲用に供する井戸	105	102	48	12	42	-	3	17

（２）環境衛生関係施設の理化学検査

施設の状況を的確に把握するため、理化学検査を実施している。

理容所・美容所、興行場では施設内の空気検査、クリーニング所では施設で使用する有機溶剤の空气中濃度検査、公衆浴場、旅館、プールでは水質検査等を行った。検査の結果、不適合となった施設に対しては、原因の究明を行い適正な衛生管理を実施するよう指導した。

ア 理容所・美容所

夏期と冬期の冷暖房時は、作業室内が換気不足になり、空気環境が悪化することがある。そのため、理容所・美容所の空気検査を実施した。

表 2-3 理容所・美容所の空気検査

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項 目 別 不 適 合 数（延数）			
							冷房期		暖房期	
					適 合	不適合	炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理 容 所	40	40	-	40	40	-	-	-	-	-
美 容 所	112	112	-	112	112	-	-	-	-	-
					基準（指導基準）		0.5%以下	（10ppm以下）	0.5%以下	（10ppm以下）

イ クリーニング所

洗濯溶剤として塩素系有機化学物質のテトラクロロエチレンを使用しているクリーニング所における空気検査を実施した。

表 2-4 クリーニング所の空気検査

溶 剤	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査施設中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	1	1	-	1	1	-	25ppm以下

ウ 公衆浴場

公衆浴場の衛生確保を図るため、その他の公衆浴場（スーパー銭湯やレジャー施設、スポーツ施設、福祉施設等）の浴槽を対象に検査を実施した。

表 2－5 公衆浴場の検査

業 種	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査 箇所数	検査数中		項目別不適数（延数）					
					適 合	不 適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸 菌群	照度	遊離残留 塩素濃度	レジオネラ 属菌
普 通 （銭湯）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	26	21	5	177	150	27	-	-	-	4	18	5
					基 準		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	20ルクス以上	0.4mg/L以上	検出されないこと

エ 旅館・ホテル等

旅館業施設のうち、ろ過器等を使用して浴槽水を循環させている施設を対象に、浴槽水の水質検査等を実施した。

表 2－6 旅館・ホテル等の水質検査等

業 種	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査 箇所数	検査数中		項目別不適数（延数）		
					適 合	不 適合	照 度	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌
旅館・ ホテル	1	1	-	2	2	-	-	-	-
簡易宿所 下宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					基 準		20ルクス以上	0.4mg/L以上	検出されないこと

オ 興行場

不特定多数の人が集まる施設である興行場（市民ホール、映画館等）を対象に空気検査等を実施した。

表 2－7 興行場の空気検査等

実施 時期	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査 箇所数	検査数中		項目別不適数（延数）			
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん	照度
冷房期	24	22	2	50	46	4	-	-	3	1
暖房期	23	23	0	48	46	2	-	-	-	2
					基 準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	※

※ 観覧場（多目的施設）：200ルクス以上

観覧場（映画、演劇等の施設）：20ルクス以上

観覧場以外の入場者の使用する場所：20ルクス以上

映写又は演技中の観覧場：0.2ルクス以上

カ プール

許可プール（営業施設等）及び届出プール（学校）の衛生確保を図るため、水質検査等を実施した。

表 2-8 プールの水質検査等

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数（延数）								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	遊離残留塩素濃度	照度	二酸化炭素	レジオネラ属菌
許可	18	11	7	74	66	8	1	-	-	-	2	1	1	-	3
届出	3	3	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準							5.8～8.6	2度以下	12mg/L以下	試料100mLに検出されないこと	200CFU/mL以下	0.4mg/L以上	100ルクス以上	0.15%以下	検出されないこと

キ 特定建築物

多数の人が利用する建築物のうち、事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等に使用される部分の延べ面積が3,000㎡以上（学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上）である特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

表 2-9 特定建築物の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	項目別不適数（延数）					
				温度	相対湿度	気流	二酸化炭素	一酸化炭素	浮遊粉じん
14	4	10	33	-	10	-	7	-	-
基準				18～28℃	40～70%	0.5m/s以下	1000ppm以下	6ppm以下	0.15mg/㎡以下

（3）飲用水の水質検査

飲用井戸等の飲料水の安全を確保するため、水質の実態調査を行った。

表 2-10 行政検査による水質検査

区 分		検査数	適合	不適合	項目別不適数（延数）					
					大腸菌	一般細菌	色度	濁度	有機物	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素
飲料水	専用水道 （注）	3	3	－	－	－	－	－	－	－
	井戸水等	10	8	2	－	－	－	－	－	2 （鉄及其化合物、一般細菌）
			基準	検出されないこと	100個/mL以下	5度以下	2度以下	3mg/L以下	10mg/L以下	／

注）専用水道については、原水が井戸水

（4）相談・苦情

理・美容所や浴場等の衛生管理に関する利用者等からの相談や苦情のほか、生活害虫等の相談や飲料水など生活に密接に関連する相談等に応じている。また、必要に応じて、現場調査等を実施し、助言等を行った。

表 2-11 相談・苦情処理件数

総数	営業 関係	生 活 環 境							飲 料 水					その他
		小計	有害化学物質	空気・カビ等	アレルギ－	生活害虫	悪臭・騒音	その他	小計	法適用施設	小規模貯水	模槽道	井戸等	
470	296	46	-	-	-	41	-	5	124	87	32	5	-	4

(5) 飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、花粉症原因植物の飛散花粉数を測定している。
調査対象花粉：スギ科、ヒノキ科、イネ科、ブタクサ属、ヨモギ属及びカナムグラ
令和7年の当保健所スギ花粉飛散開始 令和7年2月14日

(6) 環境衛生教育

営業者や管理者等に対して、環境衛生管理の維持と向上を目的に、講習会を開催した。

表 2-12 講習会実施状況

No.	開催日	テーマ	参加施設数	参加人数
1	令和6年5月9日	学校プールの立入検査について (多摩市教育委員会主催)	28	30
2	令和6年6月3日	プール講習会(許可・届出プール対象) (1)科学的な傷害予防の考え方とプールでの傷害予防 (2)プールの衛生管理について (許可・届出プール対象)	56	66
3	令和6年5月14日	(美容所対象) 美容所の衛生管理	14	14
4	令和6年6月11日	プール講習会(小規模プール対象) (1)感染症から子どもたちを守るために (2)小規模プールの衛生管理について	73	123
5	令和6年7月29日	(理容所対象) 理容師法の規定、厚労省の衛生管要領等	13	13
6	令和6年10月8日	(特定建築物の所有者等対象) (1)自主管理での設備検査や測定の不適時対応について (2)建築物衛生法に関する行政の動き (3)令和5年度の立入検査結果と指導事項 (4)飲料水貯水槽等維持管理状況報告書の提出について	53	52

7	令和6年12月4日	(社会福祉施設等、公衆浴場、旅館業、プール対象) (1) レジオネラ属菌の検査方法について (2) 施設における維持管理等について (3) 遊離残留塩素の測定方法について (4) 社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策に係る自主管理点検票の提出について	23	25
8	令和7年3月5日	(専用水道施設管理者対象) (1) PFAS及びPF0Aの基準項目化に向け講じるべき必要な対策について (2) PFAS及びPF0Aに関する国の動きについて	15	23

3 食 品 衛 生

飲食による危害の発生防止と公衆衛生の向上を目的とした「食品衛生法」に基づき、食品関係施設に対する営業許可、監視指導を行うとともに、広く食品衛生知識の普及啓発や食中毒の防止に努めている。

(1) 監視指導

表 3－1 改正前食品衛生法第52条に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和5年度末 営 業 所 数	許 可 件 数									
			新 規					更 新				
市 別 内 訳		...	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	5	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	バ ー ・ キ ャ バ レ ー	17	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	一 般 飲 食 店	749	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	民 生 食 堂	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	す し 屋	19	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	そ ば 屋	18	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	仕 出 し 屋	25	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	弁 当 屋	70	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	そ う 菜 店	48	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	コンビニエンスストア等	2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	移 動	1	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	臨 時	19	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	許 可 あ る 集 団 給 食	151	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 車	27	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	自 動 販 売 機	15	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	天 ぷ ら 船	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	屋 形 船	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
小 計		1,166	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	店 舗	19	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 販 売 機	17	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 車	1	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小 計	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	58	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	生 菓 子 製 造 業	39	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	83	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	移 動	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	臨 時	12	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	自 動 車	3	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
小 計		195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
あ ん 類 製 造 業		1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
アイスクリーム類製造業		18	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
乳 処 理 業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
乳 製 品 製 造 業		1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
集 乳 業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
乳 類 販 売 業	専 業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	シ ョ ー ケ ー ス 売 り	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 販 売 機	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自 動 車	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

		令和5年度末 営業所数	許可件数									
			新規					更新				
市別内訳		...	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
食肉処理業		3	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食肉販売業	一般包装	36	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自動販売機	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自動車	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	小計	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業		5	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
魚販売業	一般包装	34	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	自動車	1	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小計	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類せり売営業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
魚肉ねり製品製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食品の冷凍冷蔵業	冷凍業	4	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	冷蔵業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	小計	4	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
清涼飲料水製造業		1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
氷製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	小計	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
氷雪販売業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食製用油脂業	動物性油脂	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	植物性油脂	1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	小計	1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
みそ製造業		2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
醤油製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
ソース類製造業		1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
酒類製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
豆腐製造業		5	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
納豆製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
めん類製造業		5	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
そうざい製造業		18	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
缶詰又は瓶詰食品製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
添加物製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
合計		1,534	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編されたが、令和元年政令第123号附則第2条第1項のとおり改正前に取得した許可は有効期限満了まで有効であるため、令和6年度末営業所数には改正前の許可件数を計上した。

店 業 数					令 和 6 年 度 末 営 業 所 数					監 視 件 数	備 考
日 野 市	多 摩 市	稲 城 市	都 内 一 円	小 計	日 野 市	多 摩 市	稲 城 市	都 内 一 円	計		
-	-	1	・	1	1	-	1	・	2	7	
1	4	2	・	7	11	14	4	・	29	52	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
1	4	2	-	7	11	14	4	-	29	52	
-	2	1	・	3	1	-	1	・	2	12	
-	6	-	・	6	10	15	3	・	28	53	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	1	1	-	
-	6	-	-	6	10	15	3	1	29	53	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	1	・	1	-	-	3	・	3	4	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	1	・	1	-	-	3	・	3	4	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
1	-	-	・	1	-	-	-	・	-	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	1	-	・	1	1	-	-	・	1	2	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	1	・	1	-	-	-	・	-	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	1	-	・	1	1	-	-	・	1	2	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
1	1	-	・	2	-	-	3	・	3	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	3	・	5	2	
2	1	1	・	4	3	8	3	・	14	10	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
138	231	69	19	457	405	425	202	45	1, 077	1, 041	

表 3－2 ふぐの取扱い規制条例に規定する営業の営業所数及び監視件数

市 別 内 訳		令 和 5 年 度 末 営 業 所 数	許 可 件 数									
			新 規					更 新				
			日 野 市	多 摩 市	稲 城 市	都 内 一 円	小 計	日 野 市	多 摩 市	稲 城 市	都 内 一 円	小 計
東 京 都 ふ ぐ の 取 扱 い 規 制	ふ ぐ 取 扱 所	4	-	-	-	・	-	・	・	・	・	・

(注) 本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和 3 年 6 月 1 日以前に認証した施設を計上した。

廃業数					令和6年度末営業所数					監視件数	備考 (注)
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
-	-	-	・	-	1	-	3	・	4	12	

表 3－3 改正後食品衛生法第55条に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和5年度末 営業所数	許可件数					新規件数				
			新規					更新				
市別内訳		...	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
飲食店営業	一般飲食店	1,059	92	175	55	・	322	-	-	-	・	-
	集団給食	98	13	13	3	・	29	-	-	-	・	-
	自動車	84	・	・	・	24	24	・	・	・	-	-
	簡易	2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
	移動	1	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	臨時	7	・	・	1	3	4	・	・	・	-	-
	天ぷら船	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	屋形船	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
小計		1,251	105	188	59	27	379	-	-	-	-	-
調理機能を有する自動販売機		16	2	1	-	・	3	-	-	-	・	-
食肉販売業		40	1	5	2	・	8	-	-	-	・	-
魚介類販売業		34	1	12	-	・	13	-	-	-	・	-
魚介類競り売り営業		-	-	-	-	・	-	・	・	・	・	-
集乳業		-	-	-	-	・	-	・	・	・	・	-
乳処理業		-	-	-	-	・	-	・	・	・	・	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食肉処理業	一般	3	-	-	1	・	1	-	-	-	・	-
	自動車	-	・	・	・	-	-	・	・	・	-	-
	小計	3	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
菓子製造業		131	15	18	8	・	41	-	-	-	・	-
アイスクリーム類製造業		1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
乳製品製造業		1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
清涼飲料水製造業		2	1	-	-	・	1	-	-	-	・	-
食肉製品製造業		-	-	-	1	・	1	-	-	-	・	-
水産製品製造業		-	-	-	2	・	2	-	-	-	・	-
氷雪製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
液卵製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食用油脂製造業		-	-	1	-	・	1	-	-	-	・	-
みそ又はしょうゆ製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
酒類製造業		3	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
豆腐製造業		4	1	1	-	・	2	-	-	-	・	-
納豆製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
麺類製造業		5	-	-	1	・	1	-	-	-	・	-
そうざい製造業		37	1	2	5	・	8	-	-	-	・	-
複合型そうざい製造業		2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
冷凍食品製造業		-	-	-	1	・	1	-	-	-	・	-
複合型冷凍食品製造業		-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
漬物製造業		12	-	1	2	・	3	-	-	-	・	-
密封包装食品製造業		4	1	2	3	・	6	-	-	-	・	-
食品の小分け業		2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
添加物製造業		1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
合計		1,549	128	231	85	27	471	-	-	-	-	-

(注) 平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、令和3年6月1日から施行された。
令和3年6月1日以降の許可件数を本表に示す。

廃業数					令和6年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
12	67	15	・	94	511	558	218	・	1,287	1,028	
4	2	-	・	6	54	45	22	・	121	79	
・	・	・	-	-	・	・	・	108	108	69	
-	-	-	・	-	-	2	-	・	2	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	1	1	-	
・	・	1	-	1	・	・	・	10	10	4	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
16	69	16	-	101	565	605	240	119	1,529	1,180	
-	1	-	・	1	4	11	3	・	18	6	
-	1	1	・	2	16	18	12	・	46	89	
-	4	1	・	5	15	17	10	・	42	96	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	2	・	4	4	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
-	-	-	-	-	2	-	2	-	4	4	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
1	4	9	・	14	58	56	44	・	158	173	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	-	-	1	・	1	1	
-	-	-	・	-	2	-	1	・	3	7	
-	-	-	・	-	-	-	1	・	1	3	
-	-	-	・	-	-	-	2	・	2	5	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	1	-	・	1	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	1	-	・	3	-	
-	-	-	・	-	3	2	1	・	6	19	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	1	-	・	1	1	2	2	・	5	5	
-	-	-	・	-	9	18	18	・	45	49	
-	-	-	・	-	-	1	1	・	2	3	
-	-	-	・	-	-	-	1	・	1	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
1	-	-	・	1	6	3	5	・	14	13	
-	-	-	・	-	3	4	3	・	10	17	
-	-	-	・	-	1	1	-	・	2	-	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	3	
18	80	27	-	125	689	740	347	119	1,895	1,675	

表 3－4 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等、ふぐの取扱い規制条例に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和5年度末 営業所数	届出件数				
市 別 内 訳		...	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
営業種 であった 営業	魚介類販売業（包装）	56	1	-	-	-	1
	食肉販売業（包装）	69	-	-	-	-	-
	乳類販売業	287	1	6	-	-	7
	氷雪販売業	1	-	-	-	・	-
	コップ式自動洗浄・屋内販売設置機	262	21	21	1	・	43
小 計		675	23	27	1	-	51
業	弁当販売業	45	6	18	3	-	27
	野菜果物販売業	63	2	8	1	-	11
	米穀類販売業	13	1	-	-	-	1
	通信販売・訪問販売	3	1	1	-	-	2
	コンビニエンスストア	154	5	4	2	・	11
届	百貨店、総合スーパー	77	3	3	-	・	6
	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び 営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	157	9	16	10	・	35
	その他の食料・飲料販売業	427	65	90	11	-	166
	小 計	939	92	140	27	-	259
出	添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-	-	・	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	-	-	-	・	-
	コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	21	7	5	-	・	12
	農産保存食料品製造・加工業	2	-	-	-	・	-
	調味料製造・加工業	13	1	1	1	・	3
業	糖類製造・加工業	1	-	-	-	・	-
	精穀・製粉業	8	-	-	-	・	-
	製茶業	3	-	-	1	・	1
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	・	-
	卵選別包装業	1	-	-	-	・	-
種	その他の食料品製造・加工業	26	9	2	1	・	12
	小 計	77	17	8	3	-	28
	上記以外のも	27	-	-	2	-	2
	行集団給食施設	174	5	3	3	・	11
	器具容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る）	-	-	-	-	・	-
の	露店、仮設店舗等における飲食の 提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	・	-
	その他	3	1	-	-	-	1
	小 計	204	6	3	5	-	14
	合 計	1,895	138	178	36	-	352
公衆衛生に与える影響が少ない営業		15	8	3	2	-	13
合 計		1,910	146	181	38	-	365
東京都 ふぐの 取扱い 規制	条例に規定する営業	10	-	-	-	・	-

（注 1）平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、令和 3 年 6 月 1 日から施行された。

（注 2）本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和 3 年 6 月 1 日以降に認証した施設を

廃業数					令和6年度末営業所数					監視件数	備考 (注)
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
2	4	1	-	7	17	18	15	-	50	11	
4	4	2	-	10	18	26	14	1	59	12	
7	16	3	-	26	88	121	58	1	268	68	
-	-	-	・	-	-	-	1	・	1	-	
21	22	7	・	50	104	120	31	・	255	2	
34	46	13	-	93	227	285	119	2	633	93	
4	8	-	-	12	17	37	6	-	60	7	
3	5	1	-	9	19	31	14	1	65	17	
-	-	-	-	-	7	4	3	-	14	-	
-	-	-	-	-	2	1	2	-	5	-	
1	-	1	・	2	75	58	30	・	163	31	
2	2	1	・	5	34	27	17	・	78	132	
2	11	8	・	21	48	79	44	・	171	18	
29	45	5	-	79	200	238	69	7	514	94	
41	71	16	-	128	402	475	185	8	1,070	299	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	-	・	2	6	
1	-	-	・	1	17	12	3	・	32	2	
-	-	1	・	1	-	1	-	・	1	1	
-	-	-	・	-	7	3	6	・	16	4	
-	-	-	・	-	-	1	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	3	2	3	・	8	-	
-	-	-	・	-	2	1	1	・	4	2	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	-	
1	1	1	・	3	17	9	9	・	35	14	
2	1	2	-	5	49	29	22	-	100	29	
1	-	-	-	1	3	20	5	-	28	-	
1	1	-	・	2	88	59	36	・	183	234	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	-	-	3	1	-	-	4	-	
2	1	-	-	3	94	80	41	-	215	234	
79	119	31	-	229	772	869	367	10	2,018	655	
-	-	-	-	-	19	6	3	-	28	4	
79	119	31	-	229	791	875	370	10	2,046	659	
1	-	-	・	1	4	5	-	-	9	21	

令和3年6月1日以降の許可件数を本表に示す。
計上した。

表 3－5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理場の施設数、許可及び廃業の件数

	年度末 営業所数	新規 許可件数	廃業件数	監視件数
令和 5 年度	—	—	—	—
令和 6 年度	—	—	—	—

(2) 検査事業

年間を通じて、食品衛生法及び食品表示法に基づき食品の収去検査を実施している。

また、現場簡易検査を実施し、汚染源の追究と事故防止に努めるとともに、営業者の自主管理の強化を図った。

表 3－6 食品の種類別の検査成績（健康安全研究センター送付分）

区 分	合 計	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不良	良	不良
総 数	90	62	－	28	－
魚 介 類	6	6	－	－	－
魚 介 類 加 工 品	7	3	－	4	－
肉・卵類及びその加工品	4	3	－	1	－
乳 類 加 工 品	－	－	－	－	－
アイスクリーム類・氷菓	－	－	－	－	－
穀 類 及 び そ の 加 工 品	2	1	－	1	－
野菜類・果物及びその加工品	26	17	－	9	－
菓 子 類	13	11	－	2	－
清 涼 飲 料 水	2	1	－	1	－
缶 詰 ・ び ん 詰	1	－	－	1	－
調 味 料	4	1	－	3	－
そうざい類及びその半製品	17	13	－	4	－
上 記 以 外 の 食 品	8	6	－	2	－
器 具 及 び 容 器 包 装	－	－	－	－	－

表 3－7 食品・器具・手指の検査（保健所実施分）

区 分	検 査 数	細菌検査		化学検査	
		良	不良	良	不良
総 数	1,922	1,837	85	－	－
手 指 調理器具 食 品 そ の 他	468	440	28	－	－
	589	566	23	－	－
	16	16	－	－	－
	849	815	34	－	－

(3) 食中毒発生状況

ア 当保健所管内で処理した食中毒事件はなかった。

表 3-8 食中毒発生状況

総 数	
令和 5 年度	令和 6 年度
1	—

イ 他保健所から、食中毒（疑いを含む）に関連する調査依頼件数は35件で、患者関係者68名と、関係する施設64軒を調査した。

表 3-9 食中毒関連調査（当保健所管外を原因施設とするもの）

事件数	調 査 対 象 数					検 査 件 数		
	患 者 関 係			施設関係	総 数	病因物質検出状況		
	総 数	発 病 状 況				不検出	検 出	
		非発病	発 病					不明
35	68	25	43	－	64	28	17	11

※検査件数は、検査項目（食中毒細菌、ウイルス等）で計上した。

(4) 苦情及び相談

食品の異物混入、変質及び営業施設における食品の取扱い等、食品に関する苦情について原因を調査し、その結果に基づき営業者に対する指導を行うとともに、再発防止等を講じている。また、消費者からの食品に対する疑問についても答えている。

表 3-10 苦情処理件数

件数 ※1	苦 情 内 容											検 査 検体数
	異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発生	食品の 取扱い	有症 ※2	表示	施設 設備	変色	変質	その 他	
165	7	21	3	4	19	61	19	3	1	—	30	29

※1：1件の苦情が複数の内容を含むことがあるため、件数と苦情内容件数の計は一致しない。

※2：食中毒・感染症の両面が疑われる事例は、感染症対策担当と連携して調査した。

表 3-11 相談件数

合 計	処 理 の 内 容	
	電 話 処 理	窓 口 処 理
4,111	2,495	1,616

(5) 調理師・製菓衛生師免許交付等の事務

調理師免許証及び製菓衛生師免許証についての申請を受け付けている。

表 3-12 調理師・製菓衛生師免許申請件数

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製 菓 衛 生 師
総 数	81	16
免許申請	62	14
免許証書換交付申請	10	2
免許証再交付申請	9	-
名簿登録消除申請	-	-

(6) 食品衛生教育

ア 食品衛生に対する正しい知識を習得してもらうために、営業者や消費者に対して衛生講習会を実施している。

表 3-13 講習会開催状況

区 分	食品衛生実務 講習会 (A)	食品衛生実務 講習会 (B)	その他 (消費者指導等)	合 計
回 数	14	31	2	47
受講者数	494	328	82	904

(A) は、保健所等がテーマを企画した 2 時間以上の特別講習会。

(B) は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する 1 時間以上の講習会。

イ 食の安全・安心に係る最新情報を消費者にタイムリーに提供するため、情報誌「保健所発！食品ほっと情報」を随時発行している。令和 6 年度は 2 回、計 4,000 部発行し、延べ 169 施設にメール配信した。

(7) 食品衛生推進会議

都から委嘱された食品衛生推進員が実施する地域の食品衛生の向上及び自主管理に関して、保健所に対し提言並びに意見具申を行う食品衛生推進会議を開催している。

表 3－14 開催状況

開催日	出席者数	開催場所	議 事 内 容
7月24日	13名	南多摩保健所	(1) 情報提供 ①東京都食品衛生監視指導計画について ア 令和5年度 実施結果 報道機関発表原稿 イ 令和5年度 実施結果 概要 ②食中毒の発生状況等について ア 東京都内の食中毒発生状況 イ 紅麴関連食品による健康被害の発生について ウ 夏期に問題となる食中毒について ③H A C C P に沿った衛生管理への対応について ④令和6年度保健所計画事業について ⑤住民等に対する普及啓発について ⑥食品衛生協会巡回指導について (2) その他
2月10日	13名	南多摩保健所	(1) 情報提供 ①東京都食品衛生監視指導計画について ア 令和7年度 食品衛生監視指導計画 概要 イ 令和7年度 食品衛生監視指導計画 (案) ②東京都内の食中毒発生状況等について ③H A C C P に沿った衛生管理への対応について ④食品への異物混入について ⑤食肉加工会社による食肉の産地偽装について ⑥保健所計画事業について ⑦普及啓発について (2) その他

(8) 縁日・祭礼等の一斉監視

特に規模の大きな縁日・祭礼については、食品が適切に取り扱われているか確認するため、一斉監視を実施している。

また、ふぐの取扱いが適切になされているかについても、監視指導を行っている。

表 3－15 縁日・祭礼等の一斉監視

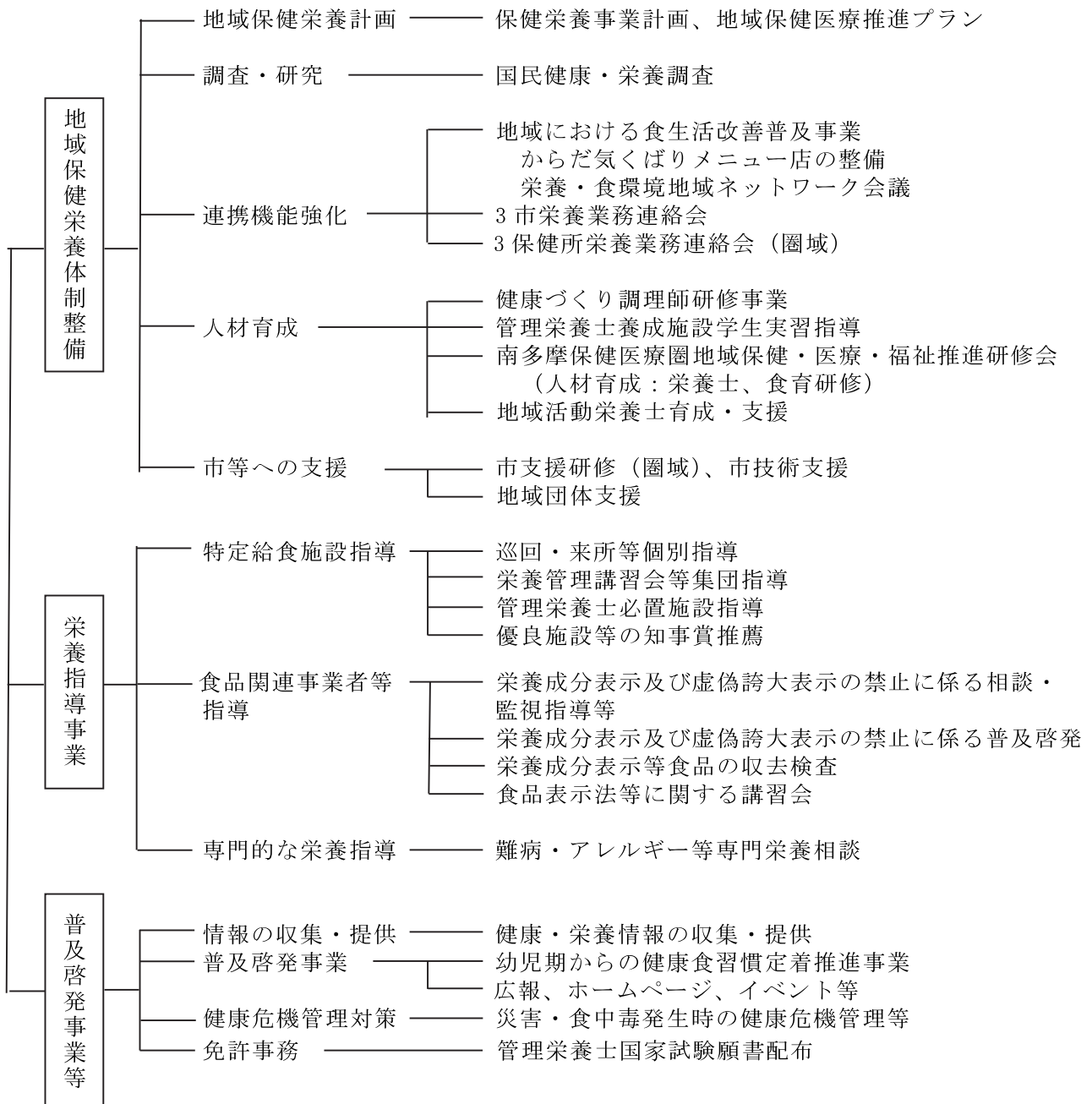
区 分	回 数	件 数
縁 日 ・ 祭 礼	3	104
ふぐ取扱い・夜間営業者	1	97
そ の 他	－	－

4 保 健 栄 養

保健所の保健栄養業務は、「東京都健康推進プラン21」、「地域保健医療推進プラン」等に基づき、管内各市をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、地域保健栄養体制整備に取り組んでいる。

また、生活習慣病の予防等により健康寿命の延伸を図り、ＱＯＬの向上や地域保健の向上を目指し、各市との役割分担を踏まえ、都民がいきいきと生活できる食環境の整備を行っている。

保健栄養事業体系図



(1) 地域保健栄養体制整備

ア 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に、国が指定する地区の世帯・世帯員を対象に、身体状況や、栄養摂取状況等の調査を行っている。

令和6年度は、管内に指定地区の該当がなかったため、実施していない。

イ 連携機能強化

(ア) 地域における食生活改善普及事業

栄養・食に関する関係機関・団体及び各市と連携して、地域の栄養・食生活に係わる課題に取り組んでいる。

平成27年度まで実施していた課題別地域保健医療推進プラン「食育推進のための環境整備事業」は、平成28年度から地域における食生活改善普及事業に移行して実施している。

令和6年度からは、都民が望ましい生活習慣を継続して実施し、生活習慣病の発症・重症化予防を図り、負担感なく生活習慣に取り組める食環境づくりのため、「野菜たっぷりメニューがある」「栄養バランスに配慮したメニューがある」「減塩に配慮したメニューや取組がある」のうち、1項目以上の要件を満たす飲食店等を「からだ気くばりメニュー店」として整備するとともに、管内各市の広報紙やコミュニティバスに啓発ポスターを掲示するなど、地域住民へ「からだ気くばりメニュー店」利用促進に向けた普及啓発を行っている。

また、保健所、管内市及び地域の関係機関・団体地域が連携して食環境整備を推進するために、「栄養・食環境地域ネットワーク会議」を開催している。

表4-1 からだ気くばりメニュー店 店舗数

(令和6年度末現在)

年度	総数	日野市	多摩市	稲城市
令和6年度	98	42	40	16

表4-2 栄養・食環境地域ネットワーク会議の実施状況

項目	開催日	実施回数	延べ人員	内容等
栄養・食環境地域ネットワーク会議	3月6日	1	10	東京都健康推進プラン21(第三次)、食環境整備の新たな取組について等

(イ) 3市栄養業務連絡会及び3保健所栄養業務連絡会(圏域)

管内市及び圏域保健所との連携体制を強化し、圏域内の保健栄養事業の円滑な実施を支援するとともに、地域における栄養・食生活改善の効果的な推進を図るため、3市栄養業務連絡会及び3保健所栄養業務連絡会を開催している。

表4-3 関係機関との連絡調整会議の実施状況

項目	開催日	実施回数	延べ人員	内容等
3市及び3保健所合同栄養業務連絡会	5月15日	1	13	災害時の保健栄養活動について
3市栄養業務連絡会	3月13日	1	7	保健栄養事業計画、食育の推進について等
3保健所栄養業務連絡会	10月4日 3月14日	2	16	保健栄養事業計画、圏域研修、食育研修会等

ウ 人材育成

(ア) 地域活動栄養士教育支援

地域で健康づくりを推進するための重要な人材である地域活動栄養士（常勤の職を持たない栄養士）の資質向上及び活動支援のため、地域活動栄養士の自主団体に対して、栄養・食生活に関する最新情報や研修会（圏域研修・食育研修等）の情報提供を行っている。

(イ) 健康づくり調理師研修

飲食店、特定給食施設等の調理師等に対して、都民の健康づくりを推進するうえで必要な情報や技術等の研修を実施している。

(ウ) 管理栄養士実習生指導

実践女子大学と駒沢女子大学の管理栄養士専攻課程の学生27人に対して臨地実習を実施している。

表 4－4 人材育成実施状況

項 目	開催日	実施回数	延べ人員	内容等
地域活動栄養士教育支援	随時	5	9	最新情報の提供等
健康づくり調理師研修	9月12日	1	9	美味しい減塩のススメ“乳和食” ～コクがあって、食塩を大幅カットの調理ポイントを紹介～
管理栄養士実習生指導	班別実習 6月17日～10月3日	31	161	公衆衛生活動の実際、栄養業務の指導等

(エ) 市への技術的支援

管内各市栄養士等の職員に対し、情報提供及び研修会（圏域研修・食育研修等）を通じて、各市が実施する栄養関連事業等への支援を行っている。

(2) 栄養指導事業

ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、喫食者の健康保持・増進を図ることを目的に、給食施設における給食内容及び栄養管理の充実、栄養教育の推進等について、各施設の状況にあわせた指導を実施している。

(ア) 巡回・来所等個別指導

(イ) 栄養管理講習会等集団指導

給食施設における給食管理及び栄養管理の向上を図ることを目的に講習会を11回開催し、管理者、管理栄養士・栄養士、調理師等の給食業務従事者に対し、各種情報提供とともに必要な講習を行っている。

表 4－5 給食施設数

（令和6年度末現在）

	総数	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所	寄宿舍	矯正 施設	給食 センター	その他
総 数	308 (12)	48 -	19 (8)	8 -	25 -	85 -	13 -	48 (4)	9 -	- -	- -	53 -
日野市	145 (4)	30 -	7 (2)	5 -	11 -	41 -	8 -	18 (2)	7 -	- -	- -	18 -
多摩市	104 (6)	12 -	8 (4)	2 -	10 -	23 -	2 -	22 (2)	1 -	- -	- -	24 -
稲城市	59 (2)	6 -	4 (2)	1 -	4 -	21 -	3 -	8 -	1 -	- -	- -	11 -

() 内は管理栄養士必置施設数の再掲

表 4－6 給食施設指導状況

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
令和 5年度	総 数	個別指導延べ施設数	368	183	71	114
		(再掲) 巡回指導	21	4	12	5
		集団指導開設回数	14	...	...	...
		延べ施設数	325	195	22	108
令和 6年度	総 数	個別指導延べ施設数	728	376	102	250
		(再掲) 巡回指導	62	25	0	37
		集団指導開設回数	11	...	...	...
		延べ施設数	259	157	14	88
	日野市	個別指導延べ施設数	264	136	28	100
		(再掲) 巡回指導	24	10	-	14
		集団指導延べ施設数	83	50	1	32
	多摩市	個別指導延べ施設数	262	128	43	91
		(再掲) 巡回指導	24	8	-	16
		集団指導延べ施設数	118	67	4	47
	稲城市	個別指導延べ施設数	202	112	31	59
		(再掲) 巡回指導	14	7	-	7
		集団指導延べ施設数	58	40	9	9

表 4－7 栄養管理講習会実施状況

No.	開 催 日	テ ー マ	講 師	会 場	参加 施設数	参加 人数
1	5月27日－ 6月14日	栄養管理報告書の記入方法 1 保育所・幼稚園等 2 給食施設 3 病院・介護施設等	保健所管理栄養士	オンデマンド	30	32
2	6月6日	守ろう！園児の歯と口の健康を ～健やかな発達への次の一歩となる “むし歯予防”とは～【歯科保健担当と合同】	昭和大学歯学部小児成育 歯科学講座客員教授 井上 美津子氏	南多摩保健所 (オンライン 併用)	20	25
3	6月25日	高齢者施設における食事の個別対応 1 施設からのお悩みQ & A 2 グループワーク	管理栄養士 松尾 裕子氏	永山公民館 視聴覚室	14	16
4	7月19日	給食での食物アレルギー対応 ～最新情報と対応のポイントを 徹底解説！～【圏域合同】	別府大学食物栄養科学部 教授 高松 伸枝氏	ペルプホール	42	43
5	9月19日	①日野市立保育園における離乳食提供 ②グループワーク	①日野市立もぐさ台保育園 田野倉 幸恵氏、 日野市子ども部保育課 川本 真優子氏 ②保健所管理栄養士	南多摩保健所	19	19
6	11月7日	令和6年度社会保障制度（診療報酬 ・介護報酬・障害福祉サービス等報酬） の改定について	社会福祉法人恩賜財団 済生会群馬県済生会 前橋病院栄養科栄養士長 宮崎 純一氏	オンライン 開催	12	14
7	12月18日	給食施設における災害時の要配慮者 対応	女子栄養大学栄養学部 准教授 久保 彰子氏	オンライン 開催	32	35

8	1月23日	日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要と活用【都保健所合同】	女子栄養大学栄養学部 教授 上西 一弘氏	オンライン 開催	25	25
9	1月30日	日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要と活用【都保健所合同】	女子栄養大学栄養学部 教授 上西 一弘氏	オンライン 開催	26	26
10	2月13日	日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要と活用【都保健所合同】	女子栄養大学栄養学部 教授 上西 一弘氏	オンライン 開催	12	12
11	2月26日	給食施設における栄養士の役割 ～食育と保護者支援～【圏域合同】	相模女子大学 栄養科学部 健康栄養学科教授 堤 ちはる氏	八王子市保健所 (オンライン 併用)	27	27

(ウ) 栄養改善知事賞推薦

都民の保健衛生に貢献した優良な特定給食施設を推薦し、給食施設の資質の向上を図っている。

イ 食品関連事業者等指導

(ア) 栄養成分表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導等

食品表示法（食品表示基準）に基づく栄養成分表示、健康増進法に基づく特別用途食品及び誇大表示の禁止について、食品関連事業者に対する講習会の開催を含む普及啓発や相談指導、食品販売店への立入検査等を実施している。

表 4－8 立入検査実施状況

年度	栄養成分表示に係る立入検査	誇大表示の禁止に係る立入検査
令和5年度	18 件	18 件
令和6年度	9 件	9 件

表 4－9 栄養表示及び誇大表示の禁止に係る講習会

年度	開催日	対象	参加者数	内 容
令和5年度	10月12日	食品製造施設等	40名	1 食品表示法の概要等 2 栄養成分表示と誇大表示の禁止について
令和6年度	10月10日	食品製造施設等	34名	1 栄養成分表示の概要（講義） 2 栄養成分表示の方法（講義） 3 誇大表示の禁止について（講義） 4 栄養価計算の基本（演習）

(イ) 特別用途食品・栄養表示食品の収去検査

健康増進法及び食品表示法に基づき、特別用途食品及び栄養表示食品の表示の適正化を目的に年2回、食品衛生監視員と連携して収去検査を行い、不適正表示のある製品については適正表示に向けた指導を行っている。

表 4－10 収去検査実施状況

回	実施日	対象品	検体数
第 1 回	8 月 5 日	特別用途食品、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品及び栄養表示食品	5 検体
第 2 回	1 月 14 日	特別用途食品、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品及び栄養表示食品	5 検体

ウ 栄養相談

表 4－11 個別栄養指導状況

年度	種別	栄養指導	病態別栄養指導内訳（一般栄養相談を除く）					市町村支援 （再掲）
			病態別（再掲）			訪問指導 （再掲）	精 神 （再掲）	
			生活習慣病	難 病	その他疾病			
令和 5 年度	総 数	77	2	－	68	－	－	－
令和 6 年度	総 数	6	－	－	2	－	－	－
	日野市	3	－	－	1	－	－	－
	多摩市	2	－	－	1	－	－	－
	稲城市	1	－	－	－	－	－	－